

南信州いいむす 21

取り組みマニュアル



<南信州いいむす 21 マーク>

「E」は赤で太陽を、「M」は緑で山そして南信州を、「S」は青で川・水を表しています。

南信州地域の豊かな自然や生活文化から育まれてきた営みを通して、持続可能な地域づくりを地域ぐるみで協働して進めていきます。

「南信州いいむす 21」は、南信州広域連合管内において 21 世紀に展開する環境マネジメントシステム(Environmental Management system)、略して EMS : E(いい)M(む)S(す)による環境の取り組みです。

2018 年 10 月 1 日 改定

南 信 州 広 域 連 合
地域ぐるみ環境 ISO 研究会

目次

1. はじめに

1.1 取り巻く状況	2
1.2 環境マネジメントシステムとは？	2
1.3 南信州いいむす 21 とは？	2
1.4 ISO 14001 南信州宣言とは？	2
1.5 南信州いいむす 21 に取り組むメリット	3

2. 南信州いいむす 21 の概要

2.1 運営体制	4
2.2 取り組み区分	4

3. 南信州いいむす 21 の手続き

3.1 「南信州いいむす 21」の流れ	5
3.2 審査で提出する書類	5
3.3 審査に係る費用	5
3.4 取り組みの開始から更新までの流れ	6

4. 要求事項

7

5. 要求事項と解説

要求 1 南信州いいむす 21 取り組み宣言	9
要求 2 事業所を取り巻く状況の決定	10
要求 3 環境法令などの決定	11
要求 4 「南信州いいむす 21 方針」の策定	12
要求 5 取り組み目標の決定	13
要求 6 役割と責任の割り当て	14
要求 7 事故や災害などへの準備	15
要求 8 取り組み状況の確認	16
要求 9 代表者による指示	17
要求 10 問題への対応	18

6. 南信州いいむす 21 の運用にあたって

19

7. 参考資料

20

8. 問い合わせ先

23

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <用語の定義> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【南信州広域連合】

飯田市と下伊那郡 13 町村の 14 市町村で構成される特別地方公共団体。南信州地域（飯田下伊那地域）に係わる広域的な行政事務（消防、ごみ及びし尿処理、介護認定審査など）を行うとともに、地域の広域的な課題や中央リニア幹線及び三遠南信自動車道整備に向けた地域づくりに取り組んでいます。

地域版環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」の認証登録機関としての役割を担うだけでなく、南信州地域の豊かな自然環境に育まれた生活文化を生かした持続可能な地域社会の構築を目指し、「南信州いいむす 21」の普及・啓発を展開。自らも一事業所として「南信州いいむす 21」に取り組んでいます。

【地域ぐるみ環境 ISO 研究会】

飯田市を中核とした南信州地域において、「地域ぐるみ」「環境 ISO」をキーワードとして事業所が連携している団体です。それぞれの活動の垣根を越え、「点から面へ」「従業員から地域へ」と「地域ぐるみ」で環境の取り組みを展開しています。研究会の活動の一つとして「南信州いいむす 21」の審査、支援を行っています。

1. はじめに

1.1 取り巻く状況

生物多様性の危機、気候変動など地球環境問題が深刻化する中で、環境・経済・社会がそれぞれ成り立つ持続可能な社会に向けて、私たち一人ひとりの取り組みが求められています。事業所の活動も、単に規制を順守するだけでなく、事業活動全体で積極的に環境負荷を減らす取り組みが重要です。しかし、本来の事業活動と切り離れた取り組みであっては、ムダやムリが多く長続きしません。地域で経済活動や社会活動をこれからも続けていくことができるよう、本来の事業活動をするなかで位置づけられた環境の取り組みである必要があります。

1.2 環境マネジメントシステムとは？

自然や環境を大切に考える上で、事業活動が環境に悪い影響を及ぼしてしまうことを少しでも減らそう、逆に環境にいい影響を及ぼすであろうことを少しでも増やそうと環境を意識し、関心を持つことはとても重要です。

環境マネジメントシステムは、環境を保護し、変化する環境に対応するために、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)というサイクルをつくる4段階の頭文字をつなげたPDCAサイクルを順次行なう仕組みです。PDCAサイクルが1周したら、次のPDCAサイクルにつなげ、らせんを描くように1周ごとに各段階のレベルを向上させて、仕組みや事業活動の成果を継続的に改善していきます。

(代表的な環境マネジメントシステム) ISO 14001、エコアクション 21 など

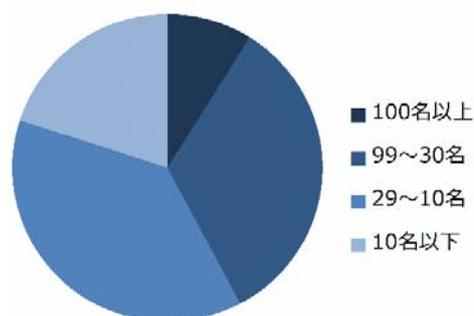
1.3 南信州いいむす 21 とは？

「南信州いいむす21」とは、南信州広域連合管内の事業所を対象とした地域独自の環境マネジメントシステムです。身近な環境改善に取り組もうとする事業所に対して、取り組みの目安となる項目と内容を示しています。

取り組みチェックリストを活用することにより、分かりやすい簡易なシステムとして構築されており、その取り組み状況を地域ぐるみ環境ISO研究会が確認します。その結果を基に、南信州広域連合が判定し、登録証を発行します。

チェックリストでの確認は、毎年行い、その内容を地域ぐるみ環境ISO研究会が確認することで実質的な環境パフォーマンスの向上につながる大きな特徴です。また、審査費用を安価に設定することで多くの事業所が取り組みやすい仕組みとしています。

現在取り組んでいる事業所の多くは、100名以下の中小規模の事業所です。南信州いいむす 21 は、中小規模の企業所でも環境の取り組みができる仕組みです。



1.4 ISO 14001 南信州宣言とは？

ISO 14001 (あいえすおーいちまんよんせんいち)は、国際標準化機構ISO(あいえすおー)が定めるPDCAサイクルによる環境マネジメントシステムです。組織が自ら環境目標、環境パフォーマンスのレベルなどの具体的な取り組む内容を定める点などが特徴です。

「ISO 14001 南信州宣言」は、事業所で構築・運用している環境マネジメントシステムについて、ISO 14001との適合を事業所が自己宣言したものを地域ぐるみ環境ISO研究会が確認し、その結果を基に、南信州広域連合が判定のうえ、適合確認証を発行するものです。

1.5 南信州いいむす 21 に取り組むメリット

① 総合的な改善の取り組みの推進

計画→実行→評価→改善（PDCAサイクル）の継続により、事業所の実情に合った環境面を含めた総合的な改善を進めることができます。

② 事業所の実情に合わせた取り組み区分の選択

様々な事業所が取り組みやすいように区分（南信州いいむす21・ISO 14001 南信州宣言）があり、事業所の実情に合わせて取り組むことができます。また、南信州いいむす21はポイント評価で加算ポイントによりランクアップすることも可能です。

③ 経営への効果

事業活動と統合・一体化することで、環境面だけではなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上、目標の管理等の、経営面での効果が期待できます。

④ 信頼度の向上・イメージアップ

認証取得することにより報道等で取り上げられるなど、社会的な信頼が得られ事業所のイメージアップにつながります。また、事業所の取り組みから従業員の家族へ、そして地域の取り組みへと面的な活動の広がりによって、対外的評価が高まることが期待できます。



⑤ 支援

「地域ぐるみ環境ISO研究会」から、環境への取り組みなどに関する指導や助言を受けることができます。また、事業所訪問による支援が受けられます。

⑥ 環境に関する情報の取得

お問合せいただければ環境に関する情報を得ることができます。

研究会が発行している「ぐるみ通信」を読んでもいただければ、地域での環境や様々な事業の取り組みがわかります。

⑦ 長野県及び飯田市の建設工事入札参加審査において有利

i) 長野県

認証取得により、長野県の建設工事入札参加資格審査の新客観点数において、加点項目として評価されています。

新客観点数の加点内容（抜粋）

項目		加点内容
経営意欲	環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・基準日におけるエコアクション 21 又は地域版環境プログラム（南信州いいむす 21 等）の認証取得：10 点（ただし、ISO 14000 が認証されている場合は対象外） ・基準日における長野県産業廃棄物 3R 実践協定の締結者（排出事業者（建設業））：10 点

ii) 飯田市

飯田市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型・簡易型）における「企業の地域性・社会性」のうち「環境対策」の加点項目として評価されます。

2. 南信州いいむす 21 の概要

南信州いいむす 21 は、2001 年に最初の認証登録が開始されました。制度を運用する中で改良を重ね、2 種の区分を設けて、南信州広域連合管内の様々な事業所がより取り組みやすい仕組みとしました。その中でも取り組みの最高レベルである「ISO 14001 南信州宣言」は、ISO 14001 の要求事項に対して事業所の自己適合宣言を確認するレベルとして設定しました。

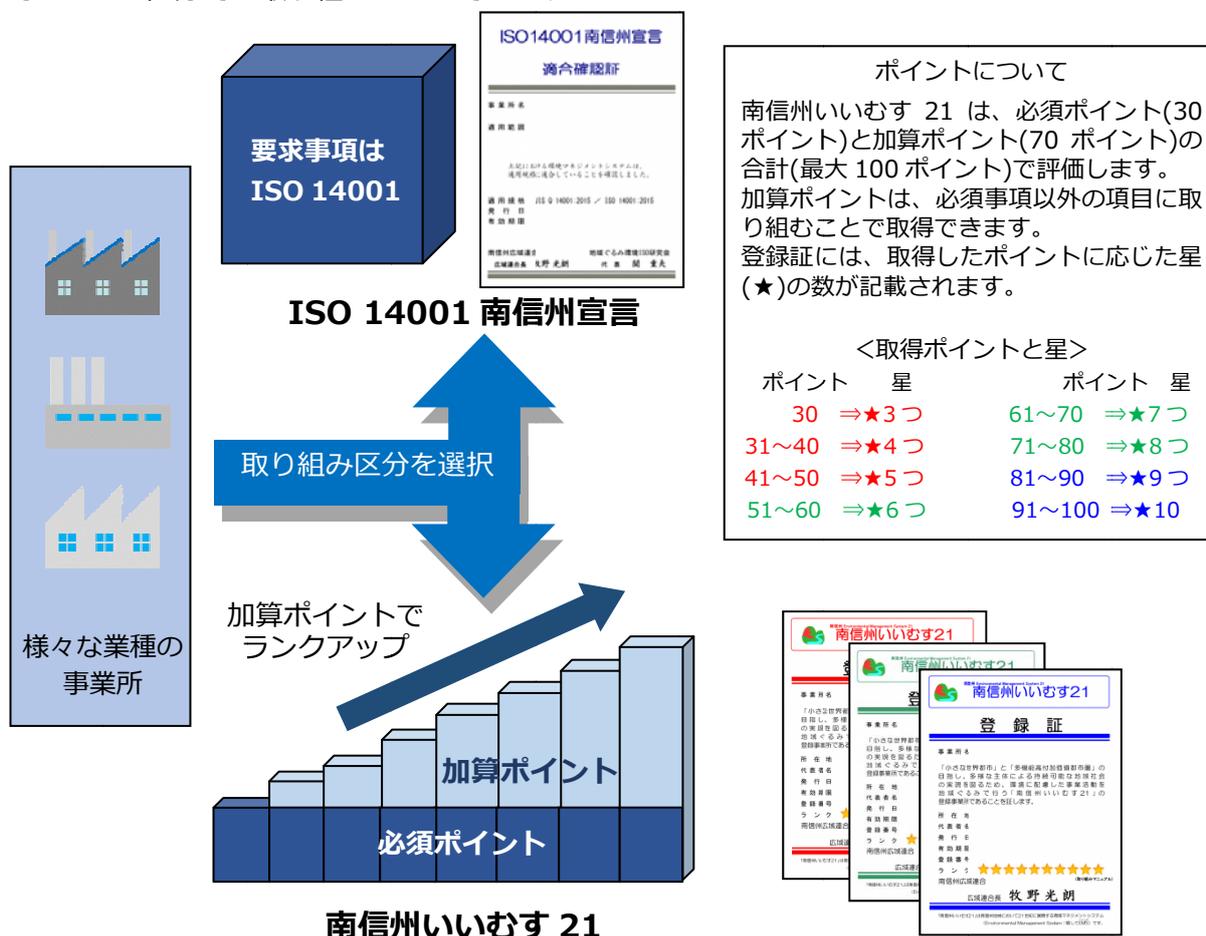
2.1 運営体制

南信州いいむす 21 の運営体制は以下のとおりです。

認証登録機関 南信州広域連合	<ul style="list-style-type: none"> 登録申請窓口 審査結果を基に認証登録 市町村に対して南信州いいむす 21 の普及・啓発 	南信州いいむす 21 の普及・啓発 認証取得に関する様々な支援
審査機関 地域ぐるみ環境 ISO 研究会	<ul style="list-style-type: none"> 事業所を訪問し審査 認証取得のための支援 毎年の訪問による取り組みの支援 	

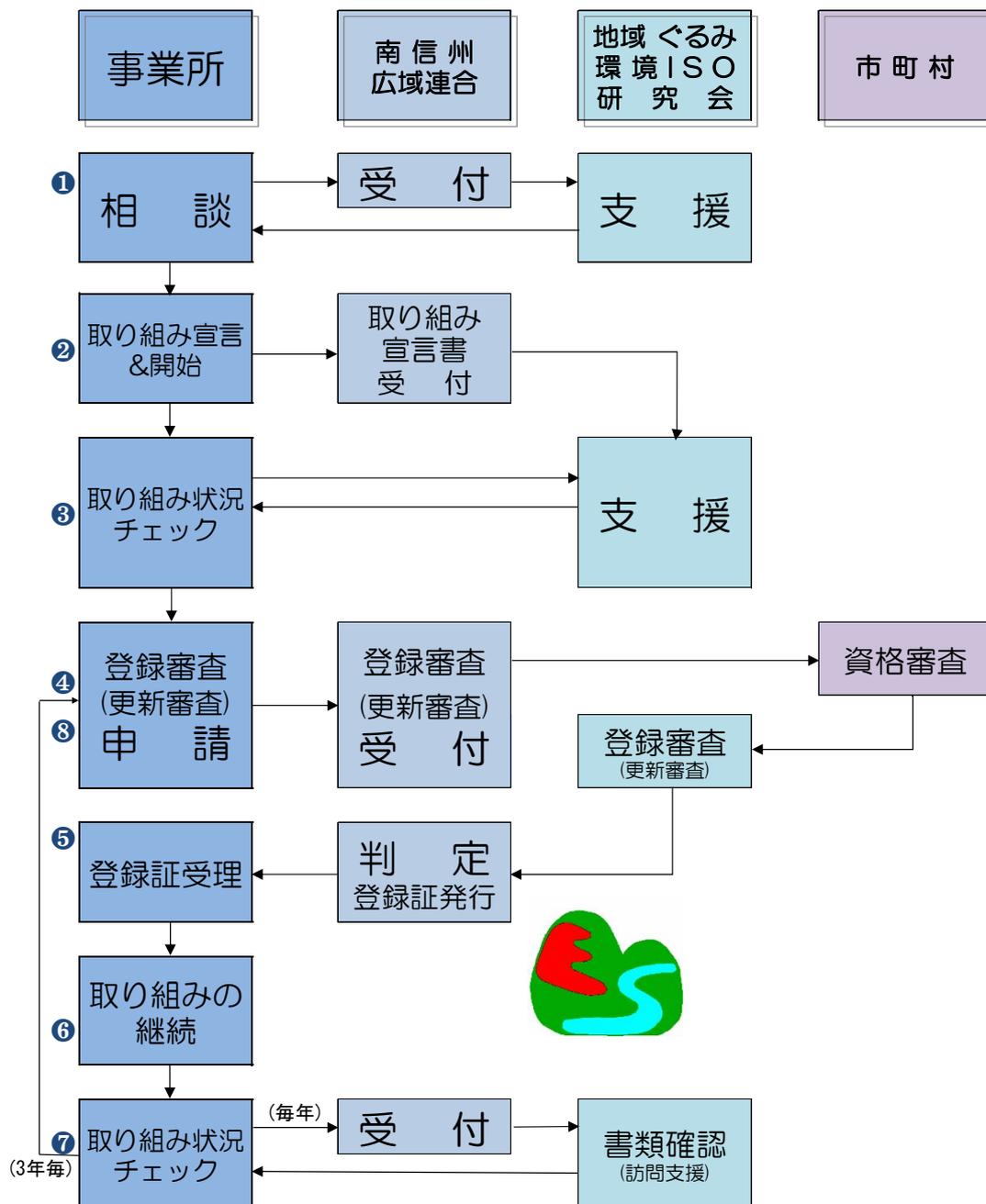
2.2 取り組み区分

南信州いいむす 21 と ISO 14001 南信州宣言の 2 種類の区分があり、事業所の実情に合わせてどちらの区分でも取り組むことができます。



3. 南信州いいむす 21 の手続き

3.1 「南信州いいむす 21」の流れ



3.2 審査で提出する書類

様式番号	様式	登録審査	更新審査	毎年提出する書類
様式 1	南信州いいむす 21 取り組み宣言書	○		
様式 2	南信州いいむす 21 取り組み状況チェックリスト	○	○	○
様式 3	南信州いいむす 21 登録・更新審査申込書	○	○	

3.3 登録審査・更新審査に係る費用

費用	取り組み主体
5,000 円	事業所の場合
3,000 円	幼稚園・保育園・学校の場合

※工場などの拠点が複数の場所に点在している事業所はご相談ください。

3.4 南信州いいむす 21 の開始から更新までの流れ

※ ISO 14001 南信州宣言については、別途相談ください。

- (1) 取り組みを意思決定し、体制を作る。 ① (以下、前頁の図に対応する番号①～⑦を表示)
- (2) 様式 1「南信州いいむす 21 取り組み宣言書」を提出する。 ②
- (3) 南信州いいむす 21 方針と取り組み目標を定める。
- (4) 3か月以上南信州いいむす 21 の活動を実施する。
- (5) 様式 2「南信州いいむす 21 取り組み状況チェックリスト」に従いチェックする。 ③
- (6) 様式 3「南信州いいむす 21」登録・更新審査申込書を提出する。 ④

南信州いいむす 21 は、様式 1「南信州いいむす 21 取り組み宣言書」を提出してから 6 ヶ月以内に様式 3「南信州いいむす 21 登録・更新審査申込書」を南信州広域連合へ提出し、審査の申し込みを行います。その時に、様式 2「南信州いいむす 21 取り組み状況チェックリスト」で自己チェックし、併せて提出します。また、審査申込時に、指定口座に登録審査料を振込みにて納めます。

(7) 登録審査を受ける。

① 資格審査

市町村は、申し込みがあった事業所の所在地を確認し、南信州いいむす 21 の資格審査をします。

② 登録審査

認証登録に必要な要件が備わっているかを審査します。

審査機関：地域ぐるみ環境 ISO 研究会

審査場所：事業所を訪問して審査（工場などの現場を確認することもあります。）

③ 判定

上記の審査結果を踏まえ、南信州広域連合にて判定を行い、適当と認められた場合に認証登録となります。

(8) 登録証を受理する。 ⑤

事業所代表者は、登録証交付式にて南信州広域連合長から登録証を受理します。

(9) 取り組みを継続する。

① 取り組みの継続 ⑥

取り組みを継続し、環境保全に努めます。

② 定期的な取り組み状況のチェック ⑦

事業所は、毎年 6 月に様式 2「南信州いいむす 21 取り組み状況チェックリスト」を提出します。希望する場合は、地域ぐるみ環境 ISO 研究会が訪問支援を行います。

(10) 更新審査を受ける。 ⑧

登録証の有効期限は 3 年間です。3 年毎に更新審査を受けます。

有効期限終了の 3 ヶ月前までに、南信州広域連合から該当事業所に更新について通知します。有効期限終了の 2 ヶ月前までに、更新についての意思決定をし、様式 3「南信州いいむす 21 登録・更新審査申込書」を南信州広域連合へ提出してください。

※書類の提出は、直接持ち込むほか、郵送でも可とします。



認証・登録された事業所は、南信州いいむす 21 のロゴマークを、パンフレットやカタログや名刺などに使用することができます。

4. 要求事項

要求1 南信州いいむす 21 の取り組み宣言

- (1) 代表者は、南信州いいむす 21 に取り組む理由を様式 1「南信州いいむす 21 取り組み宣言書」にまとめる。 **必須**
- (2) 事業所は、環境一斉行動週間へ参加する。 **必須**
- (3) 事業所は、地域ぐるみ環境 ISO 研究会から依頼する次の①～②の活動を行う。
 - ① 相互内部環境監査への参加
 - ② 環境イベント、研修などへの参加

要求2 事業所を取り巻く状況の決定

- (1) 事業所は、事業活動全体の課題を決め、図や表にする。
- (2) 事業所は、事業活動のうち、環境に関する次の①～②を決め、図や表にする。
 - ① 影響を与える原因となる課題、又は与える原因となる可能性のある課題
 - ② 事業所の外部から影響を受ける課題、又は受ける可能性のある課題

要求3 環境法令などの決定

- (1) 事業所は、事業活動で守らなければいけない環境法令などを決め、様式 4「いいむす 21 環境法令一覧表」にまとめる。 **必須**
- (2) 事業所は、(1)で決めた環境法令などについて事業所で実施する内容を決め、様式 4「いいむす 21 環境法令一覧表」にまとめる。
- (3) 事業所は、「守らなければいけない環境法令など」と「実施する内容」を最新版で管理する。

要求4 「南信州いいむす 21 方針」の策定

- (1) 代表者は、次の①～②の内容を明記し文書として定める。 **必須**
 - ① 南信州いいむす 21 の取り組み方針
 - ② 南信州いいむす 21 方針を定めた日(または改定した日)と事業所名・代表者名
- (2) 代表者は、南信州いいむす 21 方針に次の①～②を加える。
 - ① 目標を決めて取り組み、継続していくこと。
 - ② 環境法令などを守ること。
- (3) 事業所は、南信州いいむす 21 方針を全従業員に知ってもらい、その日時・対象者を記録する。 **必須**
- (4) 事業所は、南信州いいむす 21 方針を事業所外の関係者にも示せるようにする。 **必須**

要求5 取り組み目標の決定

- (1) 事業所は、要求 4 で策定した南信州いいむす 21 方針を踏まえて南信州いいむす 21 の取り組み目標を決め、様式 5「南信州いいむす 21 取り組み目標」に記入する。 **必須**
- (2) 事業所は、(1)の取り組み目標を達成するために、次の①～②を決め、様式 5「南信州いいむす 21 取り組み目標」に記入する。
 - ① どのような方法で取り組むか、責任者は誰か
 - ② いつまでに達成するか
- (3) 事業所は、全従業員に取り組み目標を知ってもらい、その日時・対象者を記録する。 **必須**

要求6 役割と責任の割り当て

- (1) 代表者は、各自の役割と責任を割り当て、記録する。
- (2) 事業所は、役割と責任を全従業員が見えるところに掲示する。

要求7 事故や災害などへの準備

(1) 事業所は、次の①～⑤を実施する。

- ① 起きるかもしれない事故や災害などのうち準備が必要なことを決め、記録する。
- ② ①が起きた場合の準備や手順を決め、図や表にする。
- ③ ②の手順を、少なくとも年に1回はテストし、結果を記録する。
- ④ ②の手順を、必要に応じて見直す。
- ⑤ ②の手順を全従業員に理解させ、その日時・対象者を記録する。

要求8 取り組み状況の確認

(1) 事業所は、様式2「南信州いいむす21取り組み状況チェックリスト」で、定期的に取り組み内容を確認する。 **必須**

(2) 事業所は、次の①～③を定期的の確認し、記録する。 **必須**

- ① 要求3で決めた「環境法令など」を守っているか
- ② 要求5で決めた「取り組み目標」を達成しているか
- ③ エネルギーの使用量

要求9 代表者による指示

(1) 代表者は、次の①～③について、少なくとも年に1回、変更が必要であるかを指示し、様式6「南信州いいむす21取り組み確認書」に記録し、その内容を踏まえて変更する。 **必須**

- ① 様式4「南信州いいむす21環境法令一覧表」
- ② 要求4で策定した「南信州いいむす21方針」
- ③ 様式5「南信州いいむす21取り組み目標」

(2) 代表者は、次の①～③について、少なくとも年に1回、変更が必要であるかを指示し、様式6「南信州いいむす21取り組み確認書」に記録し、その内容を踏まえて変更する。

- ① 要求2で決めた「事業所を取り巻く状況」
- ② 要求6で記録した「役割と責任の割り当て」
- ③ 事業活動の変更

要求10 問題への対応

(1) 事業所は、次の①～⑤の問題が発生したとき、対応し、原因を調査・分析し、記録する。

- ① 取り組み目標が達成できなかったとき。
- ② 環境法令などが守られなかったとき。
- ③ 事業所が定めたルールが守られなかったとき。
- ④ 環境汚染事故があったとき。
- ⑤ 環境についての苦情や指摘があったとき。

(2) 事業所は、問題が発生した場合、再発防止を行い、記録する。



5. 要求事項と解説

要求1 南信州いいむす 21 の取り組み宣言

- (1) 代表者は、南信州いいむす 21 に取り組む理由を様式1「南信州いいむす 21 取り組み宣言書」にまとめる。**必須**
- (2) 事業所は、環境一斉行動週間へ参加する。**必須**
- (3) 事業所は、地域ぐるみ環境 ISO 研究会から依頼する次の①～②の活動を行う。
 - ① 相互内部環境監査への参加
 - ② 環境イベント、研修などへの参加

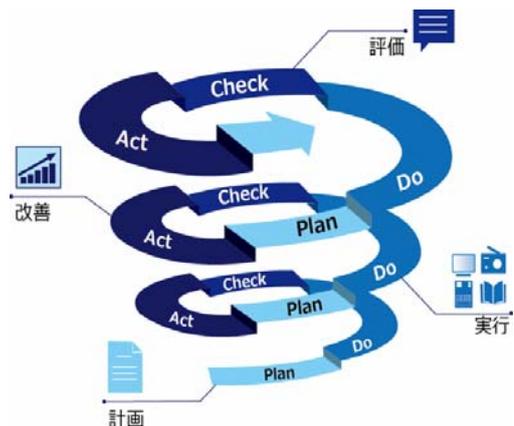
■ 目的 ■

- ・代表者は、何をするために南信州いいむす 21 に取り組むのかを自ら考え、明らかにします。
- ・南信州いいむす 21 は、事業所がこの地域で取り組んでいる環境一斉行動週間などへ参加することで、地域全体の環境をさらに良くすることを目的としています。

■ 解説 ■

- (1) 代表者は、南信州いいむす 21 に取り組む理由を様式1「南信州いいむす 21 取り組み宣言書」にまとめる。**必須**

- ・南信州いいむす 21 は、事業活動の取り組みを決め、目標を定め、その達成に向けて取り組み、その結果を評価し、改善につなげる仕組みです。
- ・南信州いいむす 21 を十分に活用するためには、代表者が南信州いいむす 21 に取り組む理由を明らかにし、全従業員や審査員など、関わる人に取り組む理由を知ってもらうことが大切です。
- ・取り組む理由は、事業所が環境活動を実施していることへのアピールや、取引先からの要求、長野県や飯田市の建設工事入札における加算¹があるからなど、取り組む事業所によって様々です。



- (2) 事業所は、環境一斉行動週間へ参加する。**必須**

- ・南信州いいむす 21 へ取り組む事業所の皆さんには、地域ぐるみ環境 ISO 研究会とともに「環境一斉行動週間」の活動への参加をお願いします。
- ・この活動は、事業所内の活動のみならず、家庭や家族の皆さんなど、多くの方の参加をお願いします。

- (3) 事業所は、地域ぐるみ環境 ISO 研究会から依頼する次の①～②の活動を行う。

- ① 相互内部環境監査への参加
- ② 環境イベント、研修などへの参加

- ・相互内部環境監査²に参加することで、他の事業所の活動や取り組みを知り、良い取り組みを自分の事業所に取り入れることができます。
- ・環境イベントや研修では、他の事業所と交流し情報交換を行ったり、1事業所だけでは難しい環境の法律などを学ぶこともできます。
- ・これらの開催情報などは、随時、地域ぐるみ環境 ISO 研究会事務局からお知らせします。

開催例 飯田市が主催する環境講演会
地域ぐるみ環境 ISO 研究会が主催する環境学習会など

¹ 入札において、価格のみでなく価格以外の要素を点数化し、総合的に評価して落札者を決める方式によるもの

² 「内部環境監査」は、事業所内でその事業所の従業員により、南信州いいむす 21 に取り組む内容を確認するもの。「相互内部環境監査」は、他の事業所の取り組み内容を確認するもの。

要求2 事業所を取り巻く状況の決定

- (1) 事業所は、事業活動全体の課題を決め、図や表にする。
- (2) 事業所は、事業活動のうち、環境に関する次の①～②を決め、図や表にする。
 - ① 影響を与える原因となる課題、又は与える原因となる可能性のある課題
 - ② 事業所の外部から影響を受ける課題、又は受ける可能性のある課題

■ 目的 ■

- ・南信州いいむす 21 は、事業活動の課題や環境とのつながりで重要なものを優先して取り組むことで、効果的な取り組みになります。
- ・事業所は、南信州いいむす 21 に取り組む準備として、事業活動での課題や環境とのつながりなどを明確にし、整理すると良いでしょう。

■ 解説 ■

- (1) 事業所は、事業活動全体の課題を決め、図や表にする。

- ・事業活動の外部や内部の課題を図や表にまとめます。
- ・事業活動の課題をまとめるときは、事業所の内部や外部の変化に注目し、事業活動全体の広い視点で考えると良いでしょう。

【例】

	課題	必要な対応・やるべきこと
a	有資格者が定年を迎える	次年度に向けた“新たな有資格者の育成” 人選や資格取得費用
b	事業所への就職希望者の減少	事業所 PR の強化 労働条件の見直し 就職説明会への積極的な参加
c	環境法令の改正	求められる事項への対応と周知 詳細な内容の把握

- (2) 事業所は、次の①～②を決め、図や表にする。

- ① 影響を与える原因となる課題、又は与える原因となる可能性のある課題
- ② 事業所の外部から影響を受ける課題、又は受ける可能性のある課題
 - ・事業活動の多くは、少なからず環境に影響を与えています。

【例】

	事業活動	環境に与える影響
a	ガソリン自動車の運転	排気ガスの排出による大気汚染や温暖化 天然資源の枯渇
b	事故による油漏れ	土壌汚染、水質汚濁
c	納期の短縮、不良品の削減	省エネ、省資源

- ・事業活動は、外部環境から影響も受けます。

【例】

	外部環境	影響を受ける事業活動
a	大雪や台風	物流が止まることによる納期遅れ 従業員の通勤ができないことによる休業
b	有資格従業員の疾病	検査機能の停止
c	新技術の開発	新技術製品の販売、拡大

- ・このように、事業活動から環境に与える影響や外部環境からの影響を整理し、特に影響の大きいものを決めておくと、重要度が明らかになり具体的な取り組みにつながります。
- ・決まったものは、(1)同様、図や表で記録します。

要求3 環境法令などの決定

- (1) 事業所は、事業活動で守らなければならない環境法令などを決め、様式4「南信州いいむす21 環境法令一覧表」にまとめる。**必須**
- (2) 事業所は、(1)で決めた環境法令などについて事業所で実施する内容を決め、様式4「南信州いいむす21 環境法令一覧表」にまとめる。
- (3) 事業所は、「守らなければならない環境法令など」と「実施する内容」を最新版で管理する。

■ 目的 ■

- ・事業所は、地域社会に信頼される事業活動につなげるために、守らなければならない環境法令などと、そのための取り組みを整理し決めることが必要です。

■ 解説 ■

- (1) 事業所は、事業活動で守らなければならない環境法令などを決め、様式4「南信州いいむす21 環境法令一覧表」にまとめる。**必須**
 - ・事業活動を行う上で、事業所が守らなければならない様々な環境法令などがあり、守るべき環境法令などの情報は事業所によって異なります。
 - ・環境法令などには、次のものが考えられます。
 - ① 国が定めた法律・政令・省令、都道府県・市町村などが定めた条例・規則など
 - ② 地域との協定、顧客(納入先・取引先)からの要請など、地域との約束事など
 - ③ 業界団体の取決めなど
 - ・事業所は、環境法令などのうち、守らなければならない環境法令などを決定し、様式4「南信州いいむす21 環境法令一覧表」にまとめます。
- (2) 事業所は、(1)で決めた環境法令などについて事業所で実施する内容を決め、様式4「南信州いいむす21 環境法令一覧表」にまとめる。
 - ・事業所は、環境法令などのうち、守らなければならない環境法令などを決定します。
 - ・事業所は、守らなければならない環境法令などの詳細について把握し、条文の内容を理解し、事業所として実施する内容を明らかにします。
 - ・明らかにした環境法令などを守るため、実施する内容を決定します。

【例】

	環境法令など 必須	実施する内容(任意)
①	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物置き場の表示
②	地元自治会との協定	大型車両通行の時間規制
③	地域ぐるみ環境 ISO 研究会	環境一斉行動週間への参加、報告

- (3) 事業所は、「守らなければならない環境法令など」と「実施する内容」を最新版で管理する。

- ・環境法令などは、世の中の状況で見直しも行われるため、最新の環境法令などの情報を集め、管理します。
- ・最新の情報は、外部からの提供を待つのではなく、自分たちで必要な情報を確認するための方法と頻度をあらかじめ設定しておく効果的な管理ができます。
- ・最新の環境法令は、地域ぐるみ環境 ISO 研究会が主催する環境学習会などでも情報を得ることができます。



要求4 「南信州いいむす 21 方針」の策定

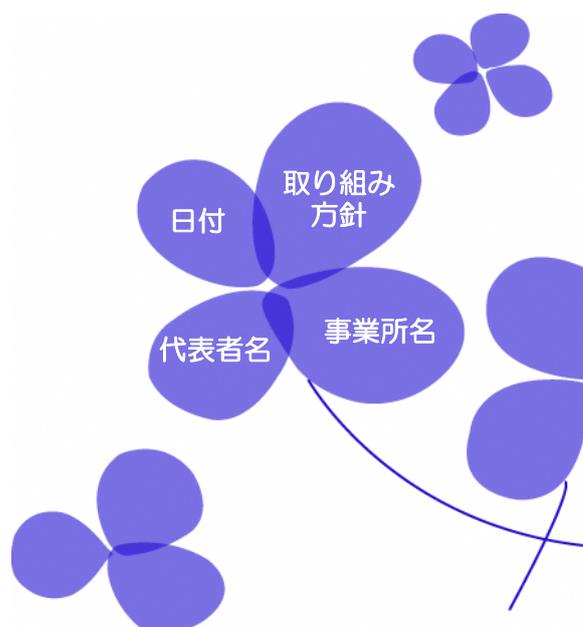
- (1) 代表者は、次の①～②の内容を明記し文書として定める。 **必須**
 - ① 南信州いいむす 21 の取り組み方針
 - ② 南信州いいむす 21 方針を定めた日(または改定した日)と事業所名・代表者名
- (2) 代表者は、南信州いいむす 21 方針に次の①～②を加える。
 - ① 目標を決めて取り組み、継続していくこと。
 - ② 環境法令などを守ること。
- (3) 事業所は、南信州いいむす 21 方針を全従業員に知ってもらい、その日時・対象者を記録する。 **必須**
- (4) 事業所は、南信州いいむす 21 方針を事業所外の関係者にも示せるようにする。 **必須**

■ 目的 ■

- ・南信州いいむす 21 に取り組むためには、代表者が積極的に関与し、南信州いいむす 21 方針を示すことが重要です。
- ・南信州いいむす 21 方針は、全従業員に周知し、事業所全体で取り組むことが必要です。

■ 解説 ■

- (1) 代表者は、次の①～②の内容を明記し文書として定める。 **必須**
 - ① 南信州いいむす 21 の取り組み方針
 - ② 南信州いいむす 21 方針を定めた日(または改定した日)と事業所名・代表者名
 - ・代表者は、南信州いいむす 21 の取り組みに込めた思いを明らかにし、南信州いいむす 21 方針を定めます。
 - ・南信州いいむす 21 方針は、全従業員が代表者の思いの実現に向けて取り組み、取り組みの柱となるものです。
 - ・代表者の「①南信州いいむす 21 の取り組みに込めた思い」と「②方針を定めた日(または改定した日)と事業所名・代表者名」は南信州いいむす 21 方針に必ず明記します。
- (2) 代表者は、南信州いいむす 21 方針に次の①～②を加える。
 - ① 目標を決めて取り組み、継続していくこと。
 - ② 環境法令などを守ること。
 - ・南信州いいむす 21 方針には、「①目標を決めて取り組み、継続していくこと」と「②環境法令などを守ること」を加えます。
- (3) 事業所は、南信州いいむす 21 方針を全従業員に知ってもらい、その日時・対象者を記録する。 **必須**
 - ・南信州いいむす 21 方針を確実に全従業員に知ってもらうため、いつ、だれに伝えたかを記録します。
- (4) 事業所は、南信州いいむす 21 方針を事業所外の関係者にも示せるようにする。 **必須**
 - ・南信州いいむす 21 方針は、だれでも見える場所に掲示したり、求められたら示せるようにします。



要求5 取り組み目標の決定

- (1) 事業所は、要求4で策定した南信州いいむす21方針を踏まえて取り組み目標を決め、様式5「南信州いいむす21取り組み目標」に記入する。**必須**
- (2) 事業所は、(1)の取り組み目標を達成するために、次の①～②を決め、様式5「南信州いいむす21取り組み目標」に記入する。
 - ① どのような方法で取り組むか、責任者は誰か
 - ② いつまでに達成するか
- (3) 事業所は、全従業員に取り組み目標を知ってもらい、その日時・対象者を記録する。**必須**

■ 目的 ■

- ・事業活動は、南信州いいむす21方針を踏まえた取り組み目標を決めることが大切で、達成に向けた計画を決めることで確実な取り組みになります。

■ 解説 ■

- (1) 事業所は、要求4で策定した南信州いいむす21方針を踏まえて取り組み目標を決め、様式5「南信州いいむす21取り組み目標」に記入する。**必須**
 - ・事業所は、南信州いいむす21方針とつながる目標を決める必要があります。また、目標を決める際は「要求2 事業所を取り巻く状況の決定」の内容を加えます。
 - ・目標は、出来るだけ数値化し結果が確認できることが大切です。
 - ・また、目標は達成しやすい低いものや、現状とかけ離れた高いものにならないよう注意しましょう。
- (2) 事業所は、(1)の目標を達成するために、次の①～②を決め、様式5「南信州いいむす21取り組み目標」に記入する。
 - ① どのような方法で取り組むか、責任者は誰か
 - ・目標は、達成するための実施する内容をなるべく具体的にすることで、取り組みの達成状況を確認しやすくなります。
 - ・また、取り組みごとに推進と管理を行う責任者を決めます。
 - ② いつまでに達成するか
 - ・目標は、いつまでに達成する期限をあらかじめ決めておきます。
 - ・達成期限を決めることで取り組み状況がきちんと進んでいるのかどうかを把握することができ、確実な取り組みとなります。

	取り組み目標 必須	達成に向けた計画(任意)		
		実施事項	責任者	達成期限
a	エネルギー使用量を前年比マイナス1%とする。	A 職場の全照明のLED化	〇〇〇〇	来年3月末
		デマンド監視装置の設置	△△△△	工期終了まで
		太陽光パネルの設置	◇◇◇◇	半期終了まで
b	工期3日短縮
c	歩留の5%改善

- ・取り組み事例をホームページに掲載しています。こちらも参考にしてください。

南信州広域連合ホームページ <http://minami.nagano.jp/project/ems21/>

- (3) 事業所は、全従業員に取り組み目標を知ってもらい、その日時・対象者を記録する。**必須**
 - ・目標は、会議や朝礼などにより、全従業員に周知します。
 - ・また、その内容を記録します。

要求6 役割と責任の割り当て

- (1) 代表者は、各自の役割と責任を割り当て、記録する。
- (2) 事業所は、役割と責任を全従業員が見えるところに掲示する。

■ 目的 ■

- ・代表者は、南信州いいむす 21 の準備として、リーダーシップを発揮できるよう、役割、責任、権限などを明確にし、実施体制を整えます。

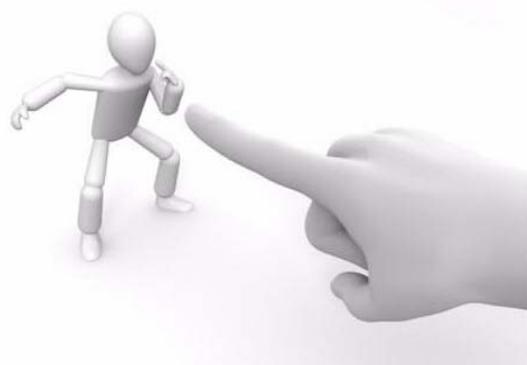
■ 解説 ■

- (1) 代表者は、各自の役割と責任を割り当て、記録する。

- ・南信州いいむす 21 を運用するためには、代表者をトップとする全従業員が参加できる実施体制を整え、それぞれの役割、責任及び権限を定めます。
- ・また、その内容を記録することで、事業所内での役割を誰でもわかるようにします。
- ・南信州いいむす 21 の役割を特定の人に任せないよう注意しましょう。

- (2) 事業所は、役割と責任を全従業員が見えるところに掲示する。

- ・事業所は、事務室など全従業員が見える場所に掲示し、南信州いいむす 21 での役割と責任を知ってもらいます。
- ・多くの従業員が役割と責任を持ち、力を合わせて取り組むことが大切です。



要求7 事故や災害などへの準備

(1) 事業所は、次の①～⑤を実施する。

- ① 起きるかもしれない事故や災害などのうち準備が必要なことを決め、記録する。
- ② ①が起きた場合の準備や手順を決め、図や表にする。
- ③ ②の手順を、少なくとも年に1回はテストし、結果を記録する。
- ④ ②の手順を、必要に応じて見直す。
- ⑤ ②の手順を全従業員に理解させ、その日時・対象者を記録する。

■ 目的 ■

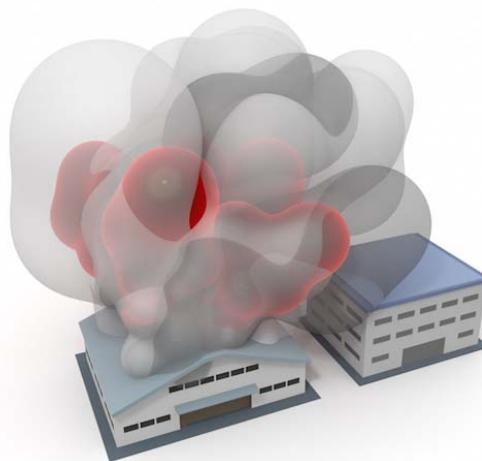
- ・起きるかもしれない事故や災害などに備え、事前の準備をしておきます。
- ・こうした事前の準備を行うことで、すぐに対応でき、環境への影響を減らすことができます。

■ 解説 ■

(1) 事業所は、次の①～⑤を実施する。

① 起きるかもしれない事故や災害などのうち準備が必要なことを決め、記録する。

- ・事業活動の中では、油の流出、化学物質の放出、地震による倒壊などの事故や災害などが起きることがあります。
- ・このような起きるかもしれない事故や災害などのうち、準備が必要なことをあらかじめ決めておきます。
- ・業種や事業内容によっては、準備が必要ない場合もあります。



② ①が起きた場合の準備や手順を決め、図や表にする。

- ・①の準備が必要な事故や災害などが起こった場合の手順を、あらかじめ決めておきます。
- ・手順には、起きたときにすぐしなければいけないこと（応急処置）や連絡先、必要な道具、避難経路などを決め、写真や図を使ってまとめると良いでしょう。

③ ②の手順を、少なくとも年に1回はテストし、結果を記録する。

- ・事業所は、事故や災害などが起こった場合を想定してテストし、②の手順に問題がないかを確認します。
- ・テストは、手順を従業員に定着させるため訓練として行うこともできます。
- ・結果の記録には、日時や場所、参加者、内容などを記載し、図や写真を添付すると良いでしょう。

④ ②の手順を、必要に応じて見直す。

- ・事故や災害などが起きた後やテストを実施した後、手順に問題がないかを確認し、必要があれば見直します。

⑤ ②の手順を全従業員に理解させ、その日時・対象者を記録する。

- ・事業所は、事故や災害などが起きたとき、すぐに対応できるよう、全従業員に手順を知ってもらい、記録します。



要求8 取り組み状況の確認

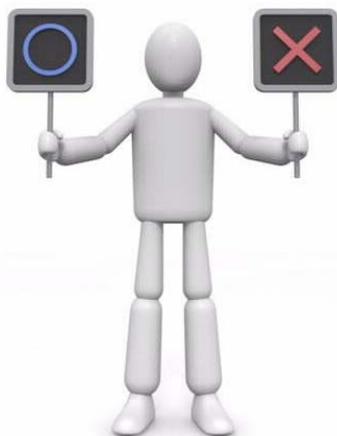
- (1) 事業所は、様式2「南信州いいむす 21 取り組み状況チェックリスト」で、定期的に取り組み内容を確認する。 **必須**
- (2) 事業所は、次の①～③を定期的を確認し、記録する。 **必須**
- ① 要求3で決めた「環境法令など」を守っているか
 - ② 要求5で決めた「取り組み目標」を達成しているか
 - ③ エネルギーの使用量

■ 目的 ■

- ・南信州いいむす 21 に確実に取り組んでいるかどうか、取り組み目標の達成などを定期的を確認します。
- ・定期的とは、少なくとも年に1回以上の適切な間隔をいいます。

■ 解説 ■

- (1) 事業所は、様式2「南信州いいむす 21 取り組み状況チェックリスト」で、定期的に取り組み内容を確認する。 **必須**
- ・南信州いいむす 21 の取り組みを継続していくためには、少なくとも年に1回以上取り組み内容を確認しましょう。確認することで、出来ていること、出来ていないことを明らかにし、継続的な取り組みに繋げてください。
 - ・確認や記録をする担当者をあらかじめ決めておくといいでしょう。
- (2) 事業所は、次の①～③を定期的を確認し、記録する。 **必須**
- ① 要求3で決めた「環境法令など」を守っているか
 - ・環境法令などを守っているかは、届出や測定がされているか、基準値を守っているかなどで確認します。
 - ・確認の方法は、事業所内で行うほか、専門機関や地域ぐるみ環境ISO研究会の有識者に依頼するなどもあります。
 - ② 要求5で決めた「取り組み目標」を達成しているか
 - ・確認した結果は、グラフなどにまとめると良いでしょう。
 - ・確認した結果が目標に対してどうだったのかを比べて、大きく外れた場合どうするかをあらかじめ決めておきましょう。
 - ③ エネルギーの使用量
 - ・南信州いいむす 21 では、事業活動で使用する電気や水、ガス、灯油など、エネルギーの使用量を把握することが必要です。
 - ・エネルギーの削減は、環境だけでなく経費の削減にもつながります。



要求9 代表者による指示

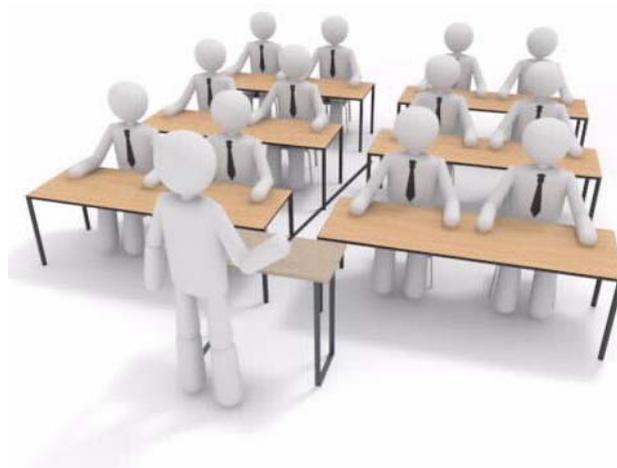
- (1) 代表者は、次の①～③について、少なくとも年に1回、変更が必要であるかを指示し、様式6「南信州いいむす21 取り組み確認書」に記録し、その内容を踏まえて変更する。 **必須**
- ① 様式4「南信州いいむす21 環境法令一覧表」
 - ② 要求4で策定した「南信州いいむす21 方針」
 - ③ 様式5「南信州いいむす21 取り組み目標」
- (2) 代表者は、次の①～③について、少なくとも年に1回、変更が必要であるかを指示し、様式6「南信州いいむす21 取り組み確認書」に記録し、その内容を踏まえて変更する。
- ① 要求2で決めた「事業所を取り巻く状況」
 - ② 要求6で記録した「役割と責任の割り当て」
 - ③ 事業活動の変更

■ 目的 ■

- ・代表者による指示は、南信州いいむす21の取り組みが有効に機能し、取り組み目標などが達成しているかを評価して、代表者が次の取り組みへの指示を行います。

■ 解説 ■

- (1) 代表者は、次の①～③について、少なくとも年に1回、変更が必要であるかを指示し、様式6「南信州いいむす21 取り組み確認書」に記録し、その内容を踏まえて変更する。 **必須**
- ① 様式4「南信州いいむす21 環境法令一覧表」
 - ② 要求4で策定した「南信州いいむす21 方針」
 - ③ 様式5「南信州いいむす21 取り組み目標」
- ・代表者による指示の内容は、役員会や定期開催している会議で決定することもできます。
 - ・単年度の取り組みのほか、過去数年間での成果や経営的な視点も含めて見直すことも大切です。
- (2) 代表者は、次の①～③について、少なくとも年に1回、変更が必要であるかを指示し、様式6「南信州いいむす21 取り組み確認書」に記録し、その内容を踏まえて変更する。
- ① 要求2で決めた「事業所を取り巻く状況」
 - ② 要求6で記録した「役割と責任の割り当て」
 - ③ 事業活動の変更
- ・①～③には、南信州いいむす21に限らず事業活動に関わる内容も含んでいます。
 - ・南信州いいむす21だけではなく、事業活動で優先することと一体化させると良いでしょう。
 - ・代表者による指示の内容は、役員会や定期開催している会議で決定することもできます。
 - ・単年度の取り組みのほか、過去数年間での成果や経営的な視点も含めて見直すことも大切です。



要求 10 問題への対応

(1) 事業所は、次の①～⑤の問題が発生したとき、対応し、原因を調査・分析し、記録する。

- ① 取り組み目標が達成できなかったとき。
- ② 環境法令などが守られなかったとき。
- ③ 事業所が定めたルールが守られなかったとき。
- ④ 環境汚染事故があったとき。
- ⑤ 環境についての苦情や指摘があったとき。

(2) 事業所は、問題が発生した場合、再発防止を行い、記録する。

■ 目的 ■

- ・南信州いいむす 21 の取り組みに問題が発生した場合は、対応し記録することで、取り組みのレベルアップにつながります。
- ・この要求では、南信州いいむす 21 の問題の発見とその問題への対応を求めています。

■ 解説 ■

(1) 事業所は、次の①～⑤の問題が発生したとき、対応し、原因を調査・分析し、記録する。

- ① 取り組み目標が達成できなかったとき。
- ② 環境法令などが守られなかったとき。
- ③ 事業所が定めたルールが守られなかったとき。
- ④ 環境汚染事故があったとき。
- ⑤ 環境についての苦情や指摘があったとき。

- ・要求 8 取り組み状況の確認などで問題が見つかった場合は、まず対応し、その後問題の原因を調査・分析し、その原因を取り除きます。
- ・問題への対応は、問題が発生した原因を明らかにすることが大切です。
- ・目標の未達成や環境汚染事故は、どの程度の状態を“問題”とするのか、あらかじめ事業所内で決めておくといいでしょう。

(2) 事業所は、問題が発生した場合、再発防止を行い、記録する。

- ・事業所は、同様の問題が再び発生しないよう、情報の共有を徹底し、再発防止策を講ずることも大切な取り組みです。
- ・過去に発生した問題やその問題への対応、再発防止策が機能しているかを後日、確認すると良いでしょう。



6. 南信州いいむす 21 の運用にあたって

南信州いいむす 21 は、事業所の責任において環境の向上を目的とする取り組みです。地域ぐるみ環境 ISO 研究会が行う審査の結果は、すべての事業活動を対象に行いますが、あくまでもサンプリングによる客観的証拠に基づくものです。この審査結果に基づく南信州広域連合による登録証の発行は、環境法令などが守られていることを保証するものではありません。

南信州いいむす 21 の登録取り消しの取り扱いについては、(1)～(3)のとおりとします。

(1) 法令等への違反のあった事業所については、①～⑥により対応します。

- ① 事実関係等の報告 環境に関する法令等への違反の事実が確認された場合
※違反の事実の確認は、マスコミ等による報道によります。ただし、風評等によって違反の事実を知ったときは該当しません。
 - ② 報告期限 報告を求めてから2週間以内
 - ③ 報告内容 違反の内容と違反解消の方法
 - ④ 期限内に報告が無かった場合
 - a 認証取り消しの可能性がある旨を申し添えて督促
 - b 再報告期限は督促を求めてから2週間以内（1か月の猶予）
 - ⑤ 認証の取り消しなど
 - a 報告に基づき、南信州いいむす 21 取り組みマニュアルに沿って審査し、認証の可否を判断します。
 - b aに基づき認証の一時停止や取消の最終的な判断は広域連合会議で決定します。
 - ⑥ 重大な違反（法令違反で処分を受けた場合）が確認された場合
南信州広域連合事務局は、地域ぐるみ環境 ISO 研究会の意見を元に当該事業所の認証を一時停止とすることができます。
- (2) 認証期限切れ後の取り扱いは、①～②により対応します。
- ① 有効期限内に更新審査の申し込みが無い場合は、有効期限切れとなり認証を取り消します。
 - ② 認証期限内に更新審査の申し込みがあった場合は、有効期限を延長します。
- (3) 事業活動を停止した事業所（廃業、休業等）
- ① 事業活動を停止した事業所からの報告により、認証を取り消します。
 - ② 事業活動の停止の報告がない場合は、その取扱いについて検討します。

7. 参考資料

環境に配慮した事業活動に関連する主な団体等を紹介します。

詳細な解説、実際に事業者で取り組まれている事例紹介等の情報ウェブサイトや環境関連の団体等のウェブサイトは数多くあります。一部ですが、下記に環境に配慮した事業活動に関連する主な団体等のURL を記載しますので、参考にしてください。

◆[全般]

- 環境省：<http://www.env.go.jp/>
- 環境省> クールチョイス：<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>
- 環境省> クールチョイス> 地球温暖化の現状：
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ondanka/>
- 環境省> クールチョイス> 地球温暖化の現状> クールビズ：
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/coolbiz/>
- 環境省> クールチョイス> 地球温暖化の現状> ウォームビズ：
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/warmbiz/>
- 環境省> クールチョイス> 地球温暖化の現状> ライトダウン：
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/earthday/>
- 環境省> クールチョイス> 地球温暖化の現状> あかり未来計画：
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/akari/>
- 環境省> クールチョイス> 地球温暖化の現状> 「みんなで節電アクション！」：
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/setsuden/>
- 環境省> クールチョイス> 地球温暖化の現状> エコドライブ：
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/warmbiz/>
- 環境省> クールチョイス> 地球温暖化の現状> スマートムーブ：
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/smartmove/>

- 経済産業省：<http://www.meti.go.jp/>
- 経済産業省> 資源エネルギー庁：<http://www.enecho.meti.go.jp/>
- 経済産業省> 資源エネルギー庁> 政策について：<http://www.enecho.meti.go.jp/category/エネルギー政策全般、省エネルギー・新エネルギー、資源・燃料、電力・ガス>
- 国土交通省：<http://www.mlit.go.jp/>
- 農林水産省：<http://www.maff.go.jp/>

- 全国地球温暖化活動防止センター：<http://www.jccca.org/>
- 全国地球温暖化活動防止センター> 地球温暖化とは：
http://www.jccca.org/global_warming/
概要、地球温暖化の原因と予測、データ集[1] (世界のCO2排出量)、データ集[2] (日本の温室効果ガス排出量)、地球温暖化の影響予測(世界)、地球温暖化の影響予測(日本)、地球温暖化の影響 (頻発する異常気象)
- 全国地球温暖化活動防止センター> パンフレット・パネル：
http://www.jccca.org/pamphlet_panel/
- 全国地球温暖化活動防止センター> すぐ使える図表集：<http://www.jccca.org/chart/>
- 全国地球温暖化活動防止センター> クールチョイス節エネガイド：
http://www.jccca.org/pamphlet_panel/pamphlet/pamphlet_red10.html

- ISOマネジメントシステムと社会のかかわり：
<https://www.jab.or.jp/accreditation/system/>
- JIS規格：<http://www.jisc.go.jp/jis-act/index.html>
- ISO 14001、JIS Q14001：<http://www.jisc.go.jp/mss/ems-14001.html>
- JIS Q14001 閲覧：
<http://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISNumberNameSearchList?toGnrJISStandardDetailList>
- JIS Q14001：<http://kikakurui.com/q/Q14001-2015-01.html>

- エコアクション21：<http://ea21.jp/>
- エコアクション21> ガイドライン：<http://ea21.jp/ea21/guideline/>

○飯田市環境情報> 飯田市環境政策情報> 飯田市環境マネジメントシステム：
<http://www.city.iida.lg.jp/site/kankyouseisakujouhou/management-system.html>

○長野県環境保全情報：<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/kankyo/index.html>

○長野県地球温暖化防止活動推進センター：<http://www.dia.janis.or.jp/~nccca/>

○飯田市環境情報> 飯田市環境政策情報：

<http://www.city.iida.lg.jp/site/kankyouseisakujouhou/>

○飯田市環境情報> 環境モデル都市・飯田：<http://www.city.iida.lg.jp/site/ecomodel/>

◆[エネルギー関連]

○(財) 省エネルギーセンター：<http://www.eccj.or.jp/>

○(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)：<http://www.nedo.go.jp/>

○(財) 新エネルギー財団 (NEF)：<http://www.nef.or.jp/>

○(財) 地球環境センター：<http://gec.jp/jp/index.html>

○経済産業省近畿経済産業局エネルギービジネスプラットフォーム関西：

<http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/jirei-seeds/index.html>

◆[廃棄物・リサイクル関連]

○環境省> 廃棄物・リサイクル対策：<https://www.env.go.jp/recycle/waste/index.html>

法令・制度等、一般廃棄物に係る施策、産業廃棄物に係る施策、有害物質・処理困難物に係る施策

○(財) クリーン・ジャパン・センター：<http://www.cjc.or.jp/>

○(財) 産業廃棄物処理事業振興財団：<http://www.sanpainet.or.jp/>

○(財) 日本容器包装リサイクル協会：<http://www.jcpra.or.jp/>

南信州広域連合

○稲葉クリーンセンター：<http://icc.minami.nagano.jp/>

○桐林リサイクルセンター：<http://krc.minami.nagano.jp/>

○飯田環境センター・飯田竜水園：<http://ryusuien.minami.nagano.jp/>

○飯田広域消防：<http://119.minami.nagano.jp/>

○飯田市環境情報> ごみの出し方：<http://www.city.iida.lg.jp/site/gomi/>

◆[化学物質関連]

○環境省> PRTR インフォメーション広場：<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

○独立行政法人製品評価技術基盤機構：<https://www.nite.go.jp/>

○一般社団法人産業環境管理協会：<http://www.jemai.or.jp/>

○厚生労働省 職場のあんぜんサイト：

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

◆[グリーン購入関連]

○グリーン購入ネットワーク：<http://www.gpn.jp/>

○グリーン購入ネットワーク> エコ商品ねっと・グリーン購入法適合品のかんたん検索：

<http://www.gpn.jp/econet/>

○グリーン購入ネットワーク> グリーン購入ガイドライン：

<http://www.gpn.jp/guideline/index.html>

○一般財団法人日本環境協会エコマーク事務局：<https://www.ecomark.jp/>

○エコ・リサイクル資材ナビ：<http://recycle.kensetu-navi.com/>

○環境省> 環境ラベル等データベース：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>

○一般財団法人環境優良車普及機構：<http://www.levo.or.jp/>

◆[エコドライブ関連]

- エコドライブ普及促進協議会：<http://www.ecodrive.jp/>
- エコドライブ普及促進協議会>エコドライブ10のすすめ：
http://www.ecodrive.jp/eco_10.html
- 環境省>エコドライブ：<https://www.env.go.jp/air/car/ecodrive/>
- 環境省>エコドライブ>エコドライブ10のすすめ：
<https://www.env.go.jp/air/car/ecodrive/susume.html>
 - ① ふんわりアクセル「eスタート」
 - ② 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
 - ③ 減速時は早めにアクセルを離そう
 - ④ エアコンの使用は適切に
 - ⑤ ムダなアイドリングはやめよう
 - ⑥ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
 - ⑦ タイヤの空気圧から始める点検・整備
 - ⑧ 不要な荷物はおろそう
 - ⑨ 走行の妨げとなる駐車はやめよう
 - ⑩ 自分の燃費を把握しよう
- 環境省>クールチョイス>地球温暖化の現状>エコドライブ：
<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/warmbiz/>
- 国土交通省>エコドライブ：
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000013.html
- 国土交通省>エコドライブエコドライブ>普及・推進アクションプラン：
http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010609_.html
- 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団>エコドライブ：
http://www.ecomo.or.jp/environment/ecodrive/ecodrive_top.html
- ◆ [環境関連法規等]
- 環境省>環境法令データベース：<http://www.env.go.jp/hourei>
- 環境省>環境基準：<http://www.env.go.jp/kijun/index.html>
大気、騒音、水質、土壌、ダイオキシン類
- 環境省>法令・告示・通達：<http://www.env.go.jp/hourei/index.html>
行政組織、地球環境、大気保全、水質保全、土壌・農薬、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、廃棄物・リサイクル、化学物質、費用負担・助成、被害補償・救済、紛争処理、公害罪、公害防止管理者、自然保護、環境影響評価、環境技術
- 国土交通省>所管法令、告示・通達一覧：<http://www.mlit.go.jp/policy/file000002.html>
- 農林水産省>法令、告示・通知等：<http://www.maff.go.jp/j/law/index.html>
- 長野県環境情報ひろば>企業さんのための環境規制関連法令の体系：
<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/keiei/kankyo/horei/index.html>
- 長野県環境情報ひろば>企業さんのための環境規制関連法令の体系>法令データ提供システム：
http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/
- 長野県環境情報ひろば>企業さんのための環境規制関連法令の体系>長野県法令検索システム
(長野県の条例、規則等の検索)：
<https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/cgi-bin/nagano-ken/startup.cgi>
- 長野県環境保全情報>公害関係基準のしおり：
<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>
- 南信州広域連合>例規集：<http://minami.nagano.jp/outline/rule/>
- 飯田市>例規集：http://www.city.iida.lg.jp/reiki_int/reiki_menu.html

8. 問い合わせ先

連絡先
南信州広域連合事務局広域振興係 所在地: 〒395-0034 長野県飯田市追手町2丁目678 電話 0265-53-7100(直通) e-mail: shinkou@minami.nagano.jp